



史跡及び天然記念物「屋島」(香川県高松市)の「屋島活性化キャンペーン」
キャッチフレーズ・シンボルマーク大募集

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kikakuz/kikakuka/yashima/>

高松市は、史跡及び天然記念物「屋島」の特性や価値を広く周知するとともに、市民の屋島への愛着心を醸成し、活性化に向けた機運を喚起するため、「屋島活性化キャンペーン」を実施しています。

この取組の一環として、屋島の特性、価値および魅力等を端的に表す「キャッチフレーズ」および「シンボルマーク」を募集します。

入選作品については、今後の、本市における屋島に関わる各種施策・事業などに活用します。

募集要項

- 応募期間 : 平成 25 年 11 月 1 日 (金) ~ 12 月 25 日 (水) まで【当日消印有効】
- 応募資格 : 個人 (年齢・国籍を問わない。プロ, アマチュアを問わない。)
- 選考審査および入賞 : 高松市による厳正な審査の上, それぞれ最優秀賞を採用作品とします。
 - (1) キャッチフレーズ
 - ア 最優秀賞 1 点 賞状・記念品 (3 万円分の旅行券)
 - イ 優秀賞 3 点程度 賞状・記念品 (1 万円分の旅行券)
 - (2) シンボルマーク
 - ア 最優秀賞 1 点 賞状・記念品 (5 万円分の旅行券)
 - イ 優秀賞 3 点程度 賞状・記念品 (1 万円分の旅行券)
- 発表および表彰式 : 平成 26 年 2 月上旬に発表します。結果を応募者に直接通知するとともに, 入賞作品は高松市ホームページ等に掲載します。また, 入賞者の表彰式を行います。
- 応募方法 :
 - (1) 持参または郵送の場合
応募用紙に, 作品およびその制作意図を 100 字程度で記載するほか, 住所, 氏名, 電話番号, 高校生以下の場合には学校名と学年を記載の上, 高松市役所 4 階政策課または高松市の支所・出張所・コミュニティセンターまで持参, または, 封筒に【キャッチフレーズ (またはシンボルマーク) 応募】と明記の上, 下記宛先まで郵送してください。
※応募用紙は, 高松市役所 4 階の政策課と 1 階の案内所, 高松市の支所・出張所・コミュニティセンター (支所・出張所併設の施設を除く) に置いています。また, 高松市のホームページからもダウンロード可能です。 (<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kikakuz/kikakuka/yashima/>)
 - (2) デジタルデータでの応募の場合
下記応募用ホームページからリンクしている応募用フォームに, 住所, 氏名, 電話番号, 高校生以下の



場合は学校名と学年、および作品の制作意図を100字程度で入力した上、作品のデジタルデータを添付して送信してください。

(キャッチフレーズの募集の場合は、応募用フォームの所定欄に、直接入力してください。)

なお、締切日までに高松市政策課で受信できたものが審査対象となります。

※応募用ホームページは下記アドレスです。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kikakuz/kikakuka/yashima/>

※高松市ホームページ「もっと高松」のトップページからもリンクしています。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

■ 作成方法 : キャッチフレーズおよびシンボルマークの、いずれか一方のみでも応募可。

(1) キャッチフレーズの応募の場合

屋島の特性、価値および魅力等を端的に表すものとしてください。

(2) シンボルマークの応募の場合

ア 15 cm×15 cm以内で制作

イ 使用できる色の数に制限はありません。また、画材は自由です。

ウ デジタルデータで応募する場合、ファイル形式は、J P E GまたはG I F形式のいずれか。ファイルサイズは1作品1MB以内。

■ 応募に関する注意

(1) 応募に係る費用は応募者の負担とします。

(2) 応募作品は未発表のものに限ります。

(3) 応募作品は返却いたしません。

(4) 一人でキャッチフレーズおよびシンボルマークの両方に応募すること、ならびに複数作品を応募することも可とします。

(5) 応募作品が、他に同一・類似作品があるもの、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの、のいずれかに該当する場合は、選考審査の対象としません。

なお、このことが入賞作品決定後に判明した場合は、入賞を取り消すとともに、既に記念品等を受け取っている場合は、それらをすべて返還していただくものとします。

また、著作権その他の権利侵害等の責任が問われた場合、高松市はその責を一切負わず、すべて応募者の責任において対処するものとします。

(6) 採用作品の意匠、商標、著作権、二次使用权その他一切の権利は、高松市に帰属します。

シンボルマークの場合、使用に当たっては、サイズ・色等を変更する場合があります。

(7) 応募者の個人情報は、通知・問い合わせ・入賞作品の公表など、本募集の目的以外には使用しません。

(8) 本募集に係る業務の一部を、本市から株式会社電通西日本高松支社に委託して実施しておりますので、同社から、通知・問い合わせ等の御連絡がなされることがあります。

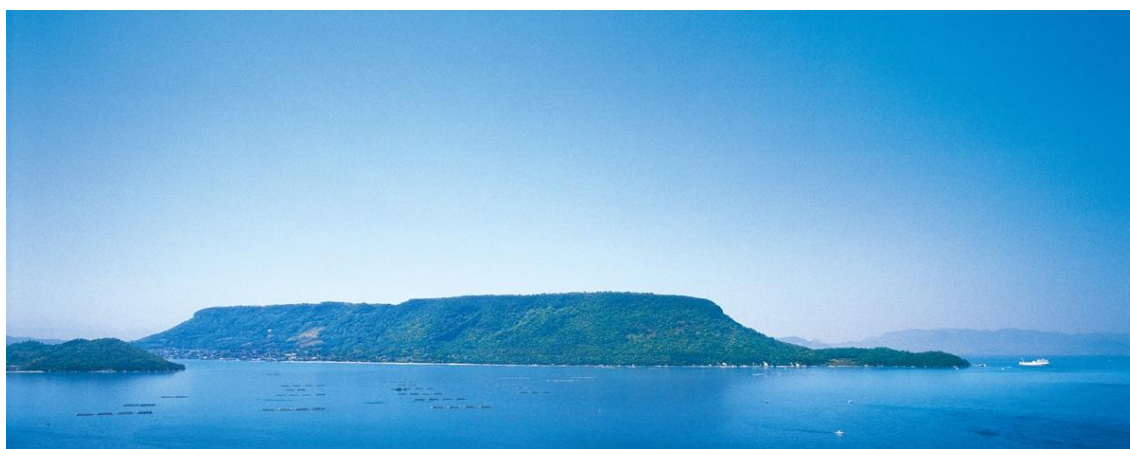
あらかじめ、御了承の上、御応募ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

高松市市民政策局政策課 TEL : 087-839-2135 / FAX : 087-839-2125

E-mail : seisaku@city.takamatsu.lg.jp

■屋島について



■貴重な自然環境と良好な眺望

瀬戸内海国立公園ならびに国の史跡及び天然記念物に指定されており、山上からの多島海景観の眺望が優れているほか、四国霊場八十八箇所や源平合戦などに関わる人文景観も豊富な、高松市が誇れる貴重な地域資源です。

標高 292m (南嶺), 282m (北嶺), 南北幅約 5km, 東西幅約 2km の瀬戸内海に突き出た、南北に長い台形状の独立丘で、かつては島でした。山頂部を構成する硬質な讃岐岩質安山岩は、山頂の平坦面と山頂を囲む急崖を形成する典型的なメサ (テーブル状の台地) で、山腹斜面の傾斜は急崖直下から次第に緩くなり、山麓は緩傾斜、沿岸は平坦です。屋島の天然記念物としての指定理由の一つで、その指定説明として「頂上ハ平夷ナレドモ四周絶壁を繞ラシ地形上「メサ」ノ標式的ナルモノトシテ其ノ名を知ラル」とあり、硬質のキャップロック (帽岩) による屋島の地形を最も特徴付けています。

瀬戸内海の多島美が眺められる展望地とともに、瀬戸内海に突き出した山頂部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は、特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的景観となっています。さらに、ウバメガシ林を始めとした、貴重な動植物が生息し、豊かな緑が現存する空間として、山麓地帯が都市地域にありながら、自然と人々が共生する貴重な自然環境を有しています。

■生活・生産と歴史・文化・信仰の地

屋島は、古くから屋島独特の歴史が育まれ、文化が形成されてきました。

その結果、屋嶋城・屋島寺・源平合戦古戦場など数多くの貴重な歴史的・文化的資源が残され、史跡の指定を受けています。市民を始め、来訪する人々が独特の歴史と文化に触れることができるとともに、四国霊場八十八箇所の第 84 番札所屋島寺があることで、お遍路さんを始め、数多くの人々が訪れる信仰の地でもあります。また、山麓部においては、漁業等が展開し、瀬戸内海の豊かな海と後背地の丘陵が一体となった価値を形成しています。

■高松市のシンボルとして

屋島は、その特徴的な地形や地質、豊かな自然環境などとともに、長い歴史やその中で培われてきたふるさとを特徴付ける様々な物語を要することから、多くの市民に親しまれてきた点において、その価値は大きく、高松市における、物理的、精神的シンボルと位置付けられます。